

教育・保育施設等の利用に関する実施基準

① 基本指数一覧

番号	状況		点数	
	類型	細目		
1	就労	就労	月160時間以上の就労	10
			月140時間以上160時間未満の就労	9
			月120時間以上140時間未満の就労	8
			月100時間以上120時間未満の就労	7
			月80時間以上100時間未満の就労	6
			月64時間以上80時間未満の就労	5
2	出産	出産	出産前後2ヶ月(多胎妊娠の場合は14週間前)	6
3	病気・障がい	疾病	長期間入院、又は入院を要するほどの重度の疾病を有し、常時安静が必要	10
			長期間の通院、加療を必要とする	7
		障がい	身体障害者手帳1級、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを受けており、保育が困難	10
			身体障害者手帳3級、4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1を受けており、保育が困難	8
			身体障害者手帳5級、6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を受けており、保育が困難	6
4	看護・介護	看護・介護	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付添のため、常時保育が困難	10
			月120時間以上の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難	7
			月120時間未満の、病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の介添が必要であり、保育が困難	5
5	災害復旧	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10
6	求職活動中	就労・求職活動中	1ヶ月64時間未満の就労かつ求職活動中	2
		未就労・求職活動中(起業の準備を含む)	未就労で求職活動中	1
7	就学・職業訓練	就学・職業訓練	就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間以上授業や訓練を受けており、保育が困難	8
			就学中(通信教育を除く)もしくは職業訓練のため、月に120時間未満授業や訓練を受けており、保育が困難	7
		通信教育	通信制大学、通信教育の学生である	6
8	虐待・DV	虐待・DV	虐待・DVを受けている、又は受けるおそれがある	※
9	その他	その他	保育が必要な事由に類するとして市長が認める状態にある場合	※

② 調整点一覧

番号	世帯の状況	点数
1	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(単身赴任等)、かつ祖父母等と同居していない	2
2	生活保護を受給している	1
3	利用希望日より1ヶ月以内に産後休暇・育児休業から復帰する	2
4	申請児童が障害者手帳または療育手帳を所持している場合、もしくは特別児童扶養手当を受給している	1
5	父母以外の18歳以上65歳未満の同居者が、無職又は基本指数6番(求職活動中)に該当する	-2

6	父母のいずれかが市内の教育・保育施設(認可外保育施設は除く)において保育士、保育教諭、子育て支援員として就労している又は就労予定である	保育士、保育教諭	3
		子育て支援員	2
7	申請児童の兄弟姉妹が教育・保育施設及び地域型保育事業(幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育施設等。以下「保育施設等」という。)を利用している(申請児童及び保育施設等を利用している兄弟姉妹全員が既に門真市内の同一施設を利用している場合を除く)	2	
8	門真市内の保育施設等を利用していない兄弟姉妹が同時に申請している(調整点7番との重複加点はしない)	2	
9	小規模保育施設等を利用しており、3歳児以上の受け入れがなく、進級に際して転所を申請している	3	
10	市長が認める状態にある場合	※	

③ 同点の場合の優先順位

1	調整点6番(市内施設保育士等)に該当する者
2	調整点9番(小規模保育施設卒園児)に該当する者
3	申請児童の兄弟姉妹が当該施設に在籍している者
4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(単身赴任等)である者
5	基本指数の高い者
6	希望する施設の希望順位が高い者

④ その他の判断基準

1	小学生以下(小学校6年生まで)の兄弟姉妹の人数が多い
2	申請児童が多胎児である
3	認可外保育施設を利用している
4	父母以外の18歳以上65歳未満の同居者がいない
5	就労日数が多い
6	利用希望日から起算して待機期間が長い
7	就労中と就労内定での同点選考となった際は、就労中を優先する

基本指数および調整点についての備考

- ①基本指数一覧に基づいて、原則、父母それぞれの点数の合算(父母が複数の状況に該当する場合は、それぞれ点数の高い方で算定)を基本指数とする。ただし、ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯等については、当該ひとり親等の点数と10点の合算を基本指数とする。
- ②調整点一覧に該当するものがあれば、それぞれ加点又は減点を行うものとする。なお、②において、該当者が世帯内に複数いる場合でも、重ねて適用しないものとする。
- ①及び②を合算した点数が同点の場合は、③に掲げた優先順位が高い者の利用を決定する。また、③においても順位が決定しない場合は、④に掲げた基準により総合的に判断し、利用を決定する。
- 父母がいない場合は、その他の保護者で算定する。
- 「※」については、児童福祉の観点から緊急度が高いと認められる場合など当該児童・世帯の状況等に応じて別途判断する。
- 調整点6番中における子育て支援員とは、子育て支援員研修において地域保育コース(地域型保育)の研修を修了したものをいう。